

## 相談者のプロフィール

被災時年齢 33	性別 男	国籍 イラン	雇用形態 直接雇用、日給、フルタイム	業種 建材(砂・碎石・土)販売／産廃処理	職種 重機(ユンボ)のオペレーター
在留資格 不明・OS?			雇用に関する補足情報 日々10,000円か2日に1回給料を受け取る。給与明細はなし／労働時間:8時～17時／土曜日も仕事		

## 傷病情報

傷病名1 両大腿・下腹・陰部熱傷(第I度及びII度)	傷病名4
傷病名2 二次感染	傷病名5
傷病名3	

## 被災状況の詳細

被災時刻 10:00	経験 3月	死傷病報告提出までの期間 提出確認できず	受付時間差 110日
---------------	----------	-------------------------	---------------

## (労災様式10号の記載)

油脂類の空きドラム缶の切断作業中に、気化した油に火花が引火して受傷。当初は発赤、腫脹、疼痛強度であり、そのため歩行もほとんど不能であった。受傷部は右ソケイ部～陰部に最も症状が強かった。外用はアクリノールによる湿布とリンデロンVG軟こう塗布、内服は抗生素、消炎鎮痛剤にて初期の創管理を行った。受傷一週頃より自覚症状改善し、上皮化傾向もみられたため、外用をアクシソル軟膏、プロスタディン軟膏等とし、上皮化を図った。しかし右ソケイ部の治癒は遷延し、途中感染徵候も出現したため、再び抗生素を投与した。

受傷時、着衣は冬季戸外の作業のため2重3重になっていたが、右ソケイ～陰部右半にかけて完全に焼失していた。

## (本人の説明-聞き取りメモ)

密閉されたドラム缶の中身を調べる(何が入っているかを確認する)ため、ベビーサンダーで切るとき、中のガスが爆発して火傷した。

改善のポイント

- > 同作業の禁止
- > より安全な内容物確認方法の選択
- >

## 組合による違反の主張

## 労災補償の詳細

労災補償支給 有	後遺障害級 14
障害補償一時金 359,408	年金 無
障害特別支給金 80,000	年金年額 0
障害特別一時金 0	特別年金年額 0

## 労使交渉の結果

解決時間(組合に相談してから解決までの時間)

解決金等

組合を脱退、中止。会社と直接交渉で和解?

## 相談者のプロフィール

被災時年齢 43	性別 男	国籍 ペルー	雇用形態 直接雇用、時給、フルタイム	業種 不詳	職種 主に倉庫内の作業か？
在留資格 不明・OS?					
雇用に関する補足情報 労働時間:8:30~17:00／日曜出勤時々あり／時給:1,300円(事故発生の4か月前まで1,400円)					

## 傷病情報

傷病名1 両下腿骨骨折	傷病名4
傷病名2 左脛骨骨折	傷病名5
傷病名3	

## 被災状況の詳細

被災時刻 9:35 経験 7年6月 死傷病報告提出までの期間 提出確認できず 受付時間差 772日

## (労災様式8号の記載)

倉庫内の清掃をしていたが、コンテナーのドアとパレットを持っていた。フォークリフトの間にあった木くずを取り除こうとしたとき、運転手が急にフォークリフトに乗り、操作を間違えて前進てしまい、パレットとコンテナーの間にはさまれた。

## (労災様式10号の記載)

コンテナの中で箱を積む仕事をしていた。フォークリフトのカギを社長が急に入れたため、パレットを積んだフォークリフトが前進し、本人の両ひざに当たった。そして社長があわててバックさせたため、ふたたび本人の膝に当たった。

## (会社に対する組合加入通知書)

いつもはベニヤについているゴムをカットし、きれいにする仕事だが、当日は、当該作業場の人が休んだ為、自分が代わりに入ることになった。コンテナの中で、ファックスの箱詰め作業で、4回目のパレットを積んだところで、事故が起こった。

## (本人の説明-聞き取りメモ)

いつもはベニアを積む仕事。(この日は)コンテナーに箱(ファックスの機械)を詰めていた。社長がフォークリフトを操作。パレットの上に3段の箱が積まれていた。社長が急に「フォークのカギをかけた(?)」ため、パレットを積んだフォークが前に進み本人の両ひざに当たった。あわててリフトをバックさせるとき、ふたたび本人の膝に当たった。

➤ フォークリフト作業時の安全確保

## 改善のポイント

➤

➤

## 組合による違反の主張

## 労災補償の詳細

労災補償支給 有(療養・休業補償)	後遺障害級 不明・記録なし
障害補償一時金	年金
障害特別支給金	年金額
障害特別一時金	特別年金額

## 労使交渉の結果

解決時間(組合に相談してから解決までの時間)

## 解決金等

- ・労災は療養・休業補償のみ支払記録あり。他は情報なし
- ・保険給付計 3,272,035円 ・特別支給金計 1,090,424円

## 相談者のプロフィール

被災時年齢 40 歳 性別 男 国籍 韓国

雇用形態 派遣?、日給月給、フルタイム 業種 建設業(解体) 職種 解体工?

## 雇用に関する補足情報

偽装請負か? / 勤務時間 8:00~17:00 / 残業なし / 日給月給制; 日給13,000円

## 在留資格

OS 在留の資格なし

## 傷病情報

傷病名1 左膝蓋骨骨折

傷病名4

傷病名2 左膝部挫創

傷病名5

傷病名3

## 被災状況の詳細

被災時刻 16:30 経験 17日 死傷病報告提出までの期間 提出確認できず 受付時間差 108日

(労災様式10号／労基署への申告書／聞き取りメモの記載)

ユンボによる解体作業中、本人が廃材をハサミでつかみやすいように寄せ集めていたところ、本人がよける前にオペレーターがはさみを動かしたため、左足、膝、くるぶしにあたり、倒れた。

第三者行為災害届が提出されている(オペレーターは監督の家族)

改善のポイント

- > 機械作業範囲内への立ち入り禁止
- > 誘導者配置の徹底
- >

[法3] 事業者等の責務 [民415] 安全配慮義務違反

組合による違反の主張

[則97条] 死傷病報告提出義務違反

[則151の7] 接触の防止

[則151の9] 立ち入り禁止

## 労災補償の詳細

労災補償支給 有

後遺障害級 12級

障害補償一時金 1,060,800

年金 無

障害特別支給金 200,000

年金年額 0

障害特別一時金 0

特別年金年額 0

## 労使交渉の結果

解決時間(組合に相談してから解決までの時間)

1802日 (1694日)

## 解決金等

・元請けが責任を認める

・解決金 3,800,000円

## 相談者のプロフィール

被災時年齢 40	性別 男	国籍 韓国	雇用形態 直接雇用、日給、フルタイム	業種 建設業	職種 舗装工事の手元
在留資格 OS?			雇用に関する補足情報 会社は請負? / 日給15,000円 / 勤務時間 8:00~18:00		

## 傷病情報

傷病名1 右橈尺骨腕開放骨折	傷病名4
傷病名2 右橈骨神経損傷	傷病名5
傷病名3	

## 被災状況の詳細

被災時刻 17:45 経験 10年 死傷病報告提出までの期間 14日 受付時間差 79日

## (死傷病報告)

舗装工事終了にて、フィニッシャー（舗装敷き均し機）が移動する直前、後方にいたマカダムローラーが水道バルブの天蓋にあたり滑ってしまい、フィニッシャー後部プレートにいた本人が、フィニッシャーとマカダムローラーの間に右手首をはさみ負傷した。

## (組合加入通知書)

本人はマンホールの横の道路直しをしていたところ、大型ローラーがバックしたため、キャタピラーと散水車の間に右手を挟まれた。普段はローラーの運転を監督がしているが、その時は監督が現場写真を取るために、外国人労働者に運転を任せていた。

## (本人の説明-聞き取りメモ)

（道路整備。フィニッシャーと大型ローラーの間で作業中）マンホールの横でおし作業をしていた。普段は3m以上離れているフィニッシャーと大型ローラーだが、（いつもより間隔がずっと狭かった？）ローラーがバックしたため、キャタピラーとフィニッシャーの間に右手を挟まれた。近づきすぎていた為、逃げ切れなかった。普段は監督がローラーを運転するが、現場の写真を撮るために他の人（外国人労働者）に運転を任せていた。だれが外国人労働者に運転を頼んだかは不明。人は大勢いたが、誰も気づいてくれなかった。警察、役所の人、元請けの社長が来た。

改善のポイント

- 重機運転ルールの遵守
- 機械作業範囲内への立ち入り禁止/誘導者配置の徹底
- 

[民415] 安全配慮義務違反 [民715] 不法行為責任  
[則151の7] 接触の禁止 [則151の9] 立ち入り禁止

## 組合による違反の主張

過失割合 会社側100%

## 労災補償の詳細

労災補償支給 有	後遺障害級 10
障害補償一時金 3,522,226	年金 なし
障害特別支給金 390,000	年金額 0
障害特別一時金 0	特別年金額 0

## 労使交渉の結果

## 解決時間(組合に相談してから解決までの時間)

1279日 (1200日)

## 解決金等

- ・元請け企業からの遺憾の意・慰謝料 500,000円
- ・元請け企業の任意労災による補償 7,305,000円

## 相談者のプロフィール

被災時年齢 31	性別 男	国籍 パキスタン	雇用形態 直接雇用、日給月給?、フルタイム	業種 運輸	職種 フォークリフト運転
在留資格 日本人の配偶者等			雇用に関する補足情報 日給7,500円／労働時間22時～翌7時 6/11～7/25 199,794円／7/26～8/25 147,476円		

## 傷病情報

傷病名1 左下腿開放骨折	傷病名4
傷病名2 右第5中足骨骨折	傷病名5
傷病名3	

## 被災状況の詳細

被災時刻 23:30	経験 7月	死傷病報告提出までの期間	提出確認できず	受付時間差 126日
---------------	----------	--------------	---------	---------------

(本人の説明-聞き取りメモ)

フォークリフトを運転し、トラックの後方に付けようとしたところ、フォークリフトがうまく回り切れずにバランスを崩した。そのはすみでフォークリフトの外に投げ出された。フォークリフトのすぐ下に倒れたため、左足がフォークリフトの間に挟まってしまった。アクセルを踏んだままだったため(?)、本人が投げ出された後もフォークリフトが動いたため、左足をひかれ、本人の体が回転したため、右足も骨折した。

&gt; フォークリフト運転の十分なトレーニング

## 改善のポイント

- >
- >
- >

## 組合による違反の主張

## 労災補償の詳細

労災補償支給 有	後遺障害級 14級
障害補償一時金 333,088	年金 なし
障害特別支給金 80,000	年金年額 0
障害特別一時金 0	特別年金年額 0

## 労使交渉の結果

解決時間(組合に相談してから解決までの時間)

## 解決金等

会社が倒産したため、配当なく交渉できず。中止。

療養・休業補償給付計 1,075,082円

## 相談者のプロフィール

被災時年齢	性別	国籍	雇用形態	業種	職種
37	男	ペルー	直接雇用、日給月給、フルタイム	自動車部品製造(下請け)	自動車部品組立て
在留資格			雇用に関する補足情報		
不明			日給8,400円／契約更新2回、3か月毎 二回目の更新後、受け持ち部署が三度変更されている		

## 傷病情報

傷病名1	左小指末節骨骨折	傷病名4	
傷病名2		傷病名5	
傷病名3			

## 被災状況の詳細

被災時刻	13:30	経験	8月	死傷病報告提出までの期間	提出確認できず	受付時間差	44日
------	-------	----	----	--------------	---------	-------	-----

(労災給付請求書 様式5号の記載)

当社工場エンジンシリンダーボディおよびヘッド塗装工程において、大型のシリンダーヘッドを塗装ブースに搬入中、ローラーコンベアとシリンダーヘッドを載せている流し台との間に、左手小指を誤って入れてしまい、はさまれ、受傷した。

(業務上負傷傷病現認書-会社による)

エンジンボディ・ヘッド 塗装作業、ヘッドを塗装ブースに搬入中、左手小指がローラーコンベヤーとヘッド流し台の下に入り、左手末節部分をはざまれた。

[災害原因] 流し台の下に指を入れてヘッドを押したため

(不安全な設備の状態) 塗装ブースへ乗せるのに力が必要 (不安全な人の行為) 流し台の下へ指を入れた

(管理監督の欠陥) 常識と思われる範囲を超える部分で教育が不足していた

(設備等の問題点) ローラーと塗装台の水平出でていない／流し台に持つところがない／ローラーピッチ広い？

(原因の対策) 流し台に取っ手をつける／塗装台の搬入時の重さを減らす

(会社側団交用資料からの抜粋)

現場における労災は過去なし／コンベア上でのワーク移動であり、特に作業基準や要領、ワンポイントなどの指示書は作成していない／作業はコンベア上でヘッドが乗っている流し台(搬送治具)の取っ手を左右の手で引き、ターンテーブル上に移動するだけの作業／移動距離90cm／引っ張り重量3.8～5.8kg／単純な作業であり、常識と思われる範囲を超えたところで被災しており、本人の過失によるところが大きいと考えられる／この作業によって、左手の小指が流し台の下に入る作業は不自然／作業中の事故ではない可能性もあり得る

改善のポイント	➤ 重量物取扱い作業の改善
	➤
	➤
[民415]安全配慮義務違反	
組合による違反の主張	

## 労災補償の詳細

労災補償支給	有	後遺障害級	14級
障害補償一時金	452,032	年金	無
障害特別支給金	80,000	年金年額	0
障害特別一時金	0	特別年金年額	0

## 労使交渉の結果

解決時間(組合に相談してから解決までの時間)	不明
解決金等	
・退職	
・解決金として 1,000,000円	

## 相談者のプロフィール

被災時年齢 30	性別 男	国籍 ペルー	雇用形態 直接雇用、時給、フルタイム	業種 精密機械製造	職種 プレス？
在留資格 日本人の配偶者等			雇用に関する補足情報 会社は請負／時給1200円／定時：8時～17時30分(休憩1時間)／労働時間の例：被災月所定内156.5時間、所定外8時間(195,625円、12,000円)、前月99年10月所定内163.5時間、所定外25時間、前々月定内172時間、所定外36.5時間		

## 傷病情報

傷病名1 右手第4指開放骨折	傷病名4
傷病名2	傷病名5
傷病名3	

## 被災状況の詳細

被災時刻 13:40	経験 5月	死傷病報告提出までの期間 提出確認できず	受付時間差 31日
---------------	----------	-------------------------	--------------

(労災様式8号の記載／本人の説明-聞き取りメモ)

フォークリフトから中型プレス機の上に鉄ブロック(25cm×25cm×70cm)を移す作業中、被災者はプレス機の上にあがってブロックをおろすのを手伝っていた。ブロックがプレス上にきちんと移される前に、フォークリフトのフォークを動かしたため、ブロックが持ち上げられ横転、ブロックを差支えていた被災者の右手指が挟まれてしまった。それまでに扱ったことのない大きさの鉄板だった。フォークリフトの運転手はセクション長。[事業主証明あり]

&gt; 作業監督者の配置

## 改善のポイント

&gt; 重量物取扱い作業の改善

&gt;

## 組合による違反の主張

## 労災補償の詳細

労災補償支給 療養・休業補償のみ	後遺障害級 無
障害補償一時金 0	年金 無
障害特別支給金 0	年金年額 0
障害特別一時金 0	特別年金年額 0

## 労使交渉の結果

解決時間(組合に相談してから解決までの時間) 197日(166日)
解決金等 ・解決金として388,748円(内訳:休業補償 88,488円、労災慰謝料 150,000円、退職金 150,260円)、最終的に解雇

## 相談者のプロフィール

被災時年齢	性別	国籍	雇用形態	業種	職種
39	男	パキスタン	不明	建設業	道路工事
在留資格			雇用に関する補足情報 詳細な情報なし		
?					

## 傷病情報

傷病名1	右肘部打撲による右第3、4、5指拘縮	傷病名4	
傷病名2		傷病名5	
傷病名3			

## 被災状況の詳細

被災時刻 不明 経験 1年4か月 死傷病報告提出までの期間 提出確認できず 受付時間差 89日

(本人の説明-聞き取りメモ)

道路整地作業中、スコップで道路わきの砂利を道路中央に寄せる作業をしていたところ、専務からもっと早く作業を進めるようせかされ、横にあった電柱に肘をぶつけて負傷した。

## 改善のポイント

&gt; 作業スペース内のリスクの確認(危険予知)

&gt; 安全な作業ベースの確保

&gt;

## 組合による違反の主張

## 労災補償の詳細

労災補償支給	無	後遺障害級	無
障害補償一時金	0	年金	なし
障害特別支給金	0	年金額	0
障害特別一時金	0	特別年金額	0

## 労使交渉の結果

解決時間(組合に相談してから解決までの時間)

解決金等

労災不支給決定。会社倒産。

詳細なデータ得られず。

## 相談者のプロフィール

被災時年齢 35	性別 男	国籍 パキスタン	雇用形態 直接雇用・時給・フルタイム	業種 配管・設備	職種 配管工?
在留資格 OS			雇用に関する補足情報 事故発生現場では、会社は二次下請け／定時：8時30分～17時、時給：1200円／被災前年の勤務実態(例) 年間256日勤務、所定内1885時間、所定外70.25時間+休日出勤178.5時間、基本給2,639,000円、時間外435,315円		

## 傷病情報

傷病名1 右小指骨性マレット指	傷病名4
傷病名2	傷病名5
傷病名3	

## 被災状況の詳細

被災時刻 15:00	経験 9年5か月	死傷病報告提出までの期間	提出確認できず	受付時間差 38日
---------------	-------------	--------------	---------	--------------

(協定書・労災様式10号の記載)

ボイラー配管の取り換え作業のために出張中に発生。取り外した配管を下におろしていたところ、下で受け取る際にそばにあったボイラーとの間に指をはさんだ。

(本人の説明-聞き取りメモ)

工場内で5~6m上から工場長がロープでバルブを下ろし、下でバルブを受け取る作業中、隣にボイラーがあり、バルブが重すぎ(100kg?)手がボイラーとバルブの間に右手が挟まってしまった。

(専務からの申告-抜粋)

現場作業に入る4日前に無断欠勤している。その翌日に出勤してきたときに、顔面に大きなあざを作っていた。本人の話では飲食店で喧嘩をしてあざができるとのことだった。作業中にけがをしたとの連絡はなく、作業によるものかケンカによるものか判断できない

(工場長からの申告-抜粋)

二階部分より取り外した配管を下へ下す作業。私が上でつり下ろし、被災者が下で作業した。指をはさんだとか痛いとかの声もなく、けがをしたことに全く気が付かなかった。被災3日後まで現場に入ったが、ケガをしていたと知ったのはその2週間後だった。

(ユニオン ニュースでの紹介記事)

防水工事の現場でけがをした労働者は、社長の知り合いの病院へ連れて行かれ、オーバーステイということで本人の保険がないため、社長個人の健康保険を使って治療を受けさせられました。病院では車のドアに指をはさんだことにされたそうです。もちろん、社長は労災保険を使う気は毛頭なく、本人がそういう動きをするのをけん制して、診断書を請求すると十数万係るぞと脅しました。彼はつてを頼ってユニオンに相談にきました。

改善のポイント	> 重量物取扱い作業の改善
	> 作業監督者の配置
	>
[民415]安全配慮義務違反	
組合による違反の主張	

## 労災補償の詳細

労災補償支給 有	後遺障害級 14
障害補償一時金 404,936	年金 無
障害特別支給金 80,000	年金年額 0
障害特別一時金 7,672	特別年金年額 0

## 労使交渉の結果

解決時間(組合に相談してから解決までの時間) 224日(186日)
解決金等
・会社からの謝罪
・損害賠償金 2,493,482円

## 相談者のプロフィール

被災時年齢	性別	国籍	雇用形態	業種	職種
33	男	ペルー	派遣?・時給・フルタイム	プラスチック製品製造	プラスチック製品仕上げ
在留資格			雇用に関する補足情報		
日系人 不明			労働時間:20時~8時/休憩:1時~2時半/月~金/毎日残業あり、2.5時間/時給1,125円/一日14,700円 雇用契約書なし		

## 傷病情報

傷病名1	左小指壊死	傷病名4	
傷病名2	左環指拘縮	傷病名5	
傷病名3			

## 被災状況の詳細

被災時刻 06:30 経験 4月 死傷病報告提出までの期間 提出確認できず 受付時間差 654日

## (労災様式8号の記載)

スプールランナーをエアニッパーできっている作業中に、スプールランナーの持ち方を誤り、左手の小指第2関節付近を切ってしまった(エアニッパーで切る側を持ってしまった)。

## (本人の説明-聞き取りメモ)

パソコンのカバーがプラスチックの成型品として流れてきて上から落ちることになっているが、このときは落ちて驚き、体を引いた際右手に持っていたエアニッパーが、左手の小指を第一と第二関節の間で切断してしまった。工場の社員が病院に連れて行った。社員が支払った。

## (会社の安全衛生教育資料)

- |                                |                            |                    |                   |                   |
|--------------------------------|----------------------------|--------------------|-------------------|-------------------|
| 1. 5S:職場はいつも整理整頓、しつけ、清潔清掃に心掛ける | 2. 服装:作業に適した服装をする          | 3. 規則:決められた規則は必ず守る |                   |                   |
| 4. 病気:身体の異常や不調の時には工長に申し出る      | 5. 衛生:作業に関する衛星の規則を必ず守る     |                    |                   |                   |
| 6. 作業:作業開始前に機械や装置及び作業場の点検をする   |                            |                    |                   |                   |
| 6A.標準作業:決められた作業手順は必ず守る         | 6B.安全装置は、正しく使用する           | 6C.決められた保護具は必ず着用する |                   |                   |
| 6D.事故の際の処置や避難の方法を心得ておく         | 6E.知らないこと、わからないことは遠慮なく必ず聞く |                    |                   |                   |
| 7. 安全5項目                       |                            |                    |                   |                   |
| 7A.異常のときはまず止める                 | 7B.動いているものはまず止める           | 7C.共同作業は合図の確認      | 7D.修理・設取りはスイッチを切れ | 7E.わからないことには手を出すな |
| 8. 健康                          |                            |                    |                   |                   |
| 8A.ラジオ体操をする                    | 8B.常に健康に留意する               |                    |                   |                   |

➤ 工具(エアニッパー)の安全対策

## 改善のポイント

➤ 保護具の使用

➤

[民415]安全配慮義務違反

## 組合による違反の主張

## 労災補償の詳細

労災補償支給	有	後遺障害級	14級
障害補償一時金	601,832	年金	なし
障害特別支給金	80,000	年金年額	0
障害特別一時金	0	特別年金年額	0

## 労使交渉の結果

## 解決時間(組合に相談してから解決までの時間)

696日 (42日)

## 解決金等

- ・会社から謝罪・行政指導に従い是正
- ・解決金・慰謝料として250万円

## 相談者のプロフィール

被災時年齢 48	性別 男	国籍 インド	雇用形態 直接雇用・時給・フルタイム	業種 金型・板金・プレス加工	職種 金属部品仕上げ
雇用に関する補足情報 労働時間:8時~17時／時給900円 労働時間例 2004/03/01:05:54~19:03、2004/03/03:07:55~21:02、2004年3月分(1ヶ月)時間外100時間超					
在留資格 不明					

傷病名1 両眼異物	傷病名4 (追加)視力低下
傷病名2 両眼角膜びらん	傷病名5
傷病名3 (追加)視神経炎の疑い	

## 被災状況の詳細

被災時刻 16:30	経験 1月	死傷病報告提出までの期間	提出確認できず	受付時間差 10日
---------------	----------	--------------	---------	--------------

(労災様式?号)

金属部品のバリ取りをサンダーで行っていた時、鉄粉が目に入りて負傷した。[事業主証明あり]

(本人の説明-組合加入通知書)

工場を訪ねて「仕事をください」と頼むと社長が雇ってくれたので、被災の約一か月前から仕事を始めた。仕事はサンダーでバリ取りをする作業だった。被災当日、サンダーで仕事をしている最中、目に鉄粉が飛び込んだので「痛い」と訴えると、社長が目薬をくれた。水で顔を洗い、家に帰ったら目の痛みが増してきた。翌日、翌々日は我慢して仕事をしていたが、痛みが強かったので「痛い」と訴えると、周りの人が目薬をくれた。病院代がないので目薬をつけるだけだったが、被災した三日後に社長から「もう仕事はなくなった、来なくていい」と言われた。その月の給料日に全額給料をもらい、病院に行き、目に飛び込んだ鉄粉を取ってもらった。しかしそまだ目が痛んで仕事はできないし、治療費、生活費も不安である。

(本人の説明-聞き取りメモ)

金属材料のバリ取り(サンダーがけ)。片手で作業。鉄粉が目に入った(両眼)ので、痛いと言っていたら、その後、「もう仕事はなくなった。来なくていい」と言われた。眼鏡はしない習慣。日本人30人ぐらいの職場。サンダーを扱うのは本人一人。(以下、上記と重複。省略)

&gt; 安全教育(安全な作業方法の徹底)

改善のポイント

&gt; 保護具(保護メガネ)の仕様

&gt;

組合による違反の主張

## 労災補償の詳細

労災補償支給 有	後遺障害級 9級
障害補償一時金 3,528,384	年金 なし
障害特別支給金 500,000	年金年額 0
障害特別一時金 0	特別年金年額 0

## 労使交渉の結果

解決時間(組合に相談してから解決までの時間)

37日(27日)

解決金等

・治療・休業補償については労災を適用  
 ・割増賃金の支払い  
 ・解雇の取り消し  
 ・療養・休業補償計 2,518,182円

## 相談者のプロフィール

被災時年齢 33	性別 男	国籍 コロンビア	雇用形態 直接雇用・時給・フルタイム	業種 金属加工	職種 プレス
在留資格 短期滞在(妻が日本人) → OS?			雇用に関する補足情報 会社は請負／労働時間:08:00~17:00／時給1,250円／残業1,560円、残業毎日2時間／休日:土日 雇用契約書あり(契約時の申告年齢が登録証と違う)、		

## 傷病情報

傷病名1 右そきヘルニア	傷病名4
傷病名2	傷病名5
傷病名3	

## 被災状況の詳細

被災時刻 [ ] 経験 [ ] 8月 死傷病報告提出までの期間 [ ] 提出なし 受付時間差 [ ] 18日

## (本人の説明-聞き取りメモ)

日常的に班長が「はやくはやく！」と怒鳴っていた。30~40kgのフレームを2セット、プレス機に載せ、ベルトコンベアに押し出すまで8~15分でおこなわなければならず、1日100個前後運ばなければならなかった。

入社後8か月たった頃、腰の痛みを班長に訴えた。しかし、「関係ない」と言われた。同じ日に係長に「腰がいたい、すごく痛い」と訴えた。しかし、「後で、後で」とと言われただけだった。さらに一か月後、痛みを我慢できず近医を受診。妹に電話で通訳してもらしながら医者と話をした。医者から、「ヘルニアです。危ないから仕事はもう駄目。薬では治らないからできるだけ早く手術をしなければならない。薬局でコレセットを買って、24時間しているように」薬局でコレセットを買って、以後ずっとついている。以後お金がないので病院には行っていない。

翌日、会社に行き領収書と診療情報提供所を提示すると、「ああヘルニア。どうぞ。」といって返された。その後社長に同じものを見せたところ、「アイムソーリー、ヘルニアは私に関係ない。」と言われた。「仕事をもっと楽なのにかえて下さい」と頼むと、「みんなみんな仕事が重い。仕事は変えられない。仕事がしたいなら今までの仕事に戻りなさい。働けないなら。」といって手で×のサインをした。本人は「私は今の仕事では働けません」と言った。社長は「どうぞやめて下さい。あとで前月分の給料を取りに来るよう」と言った。本人は×のサインで社長から「解雇」されたと認識した。納得いかなかったがやむなく帰った。

三日後、工場に給料を取りに行った。社長が「国に帰って腰をおおして下さい。なおったらまた来てください。さようなら」と言った。

働いている状況 30~40kgのフレームを、1.5mくらい運んでプレス機に載せる。二つのフレームを突起物の位置に合わせて重ね、返してからプレス機に掛ける。プレスした60~80kgになったフレームを、コンベアに押し出す。

改善のポイント	➤ 重量物取扱い方法の改善？
	➤ [ ]
	➤ [ ]
[労基37条] 割増賃金不払い [労基39条] 有給休暇を付与しなかった 安衛法／安全配慮義務の主張は無し	

## 労災補償の詳細

労災補償支給 無	後遺障害級 無
障害補償一時金 0	年金 無
障害特別支給金 0	年金額 0
障害特別一時金 0	特別年金額 0

## 労使交渉の結果

解決時間(組合に相談してから解決までの時間) 115日(97日)
解決金等 労災としては申請されず ・会社より遺憾の意・円満退職・解決金 738,620円

## 相談者のプロフィール

被災時年齢 44	性別 男	国籍 不明	雇用形態 情報なし	業種 運輸(倉庫)	職種 運送補助作業員
在留資格 日系人 不明			雇用に関する補足情報 会社は二次下請け		

## 傷病情報

傷病名1 左膝前十字韌帯損傷	傷病名2 左膝内則副韌帯損傷	傷病名3 左膝内則半月板損傷
-------------------	-------------------	-------------------

傷病名4	傷病名5
------	------

## 被災状況の詳細

被災時刻 07:20	経験 1年1月	死傷病報告提出までの期間 提出確認できず	受付時間差 1397日
---------------	------------	-------------------------	----------------

## (労災様式5号の記載)

トラックの荷台の品物を下ろそうと荷台に乗り、荷台の前に立てかけられた品物の手前に横に置いてあった品物からおろそうとして、おろしているとき、前に立てかけた品物が倒れてきて足に当たり、被災しました。[事業主証明あり、日付なし]

## (本人の説明-聞き取りメモ)

トラックの荷物を下ろす時、足に荷物が落ちた。2間程度の大きさの網-建設用。二人ぐらいで、横になっている網を引き出そうとした。下請けの担当者が来るまで(8時)待っていた。10時くらいに病院へ行き、手術を受けた別の病院へ6ヶ月後に移った。市民病院に移って2回目の手術。

## (組合加入通知書)

二人でトラックに載っていた金属製の網(二間ぐらいの大きさ)を下ろす時、立てかけられていた網が倒れて足の上に落ちて負傷した。ケガをして3週間ぐらいい後に会社に顔を出したら、クビだと言われた。労災の書類にも証明することを拒否された。後遺症が残っているので、損害賠償を要求したい。

## (会社側回答書)

出社時間は5時58分(早出作業)。物流センターでトラックの荷台から商品の荷受け作業中、トラックの中に積んでいた製品が崩れ、本人の左足に落ちて負傷した。以前、何度も指示に従わないと責任者から連絡があり、この仕事に向かないでの話しをしようと何度も現場に出向いたが拒否され、話にならなかつた。忙しさなかでもあり、そんなことをしているうちに事故が起こった。

> 作業環境のリスクの確認(危険予知)

## 改善のポイント

> 安全な作業手順の確立

>

[民415] 安全配慮義務違反

## 組合による違反の主張

元請けに対しては安衛法3条・10条による責任

## 労災補償の詳細

労災補償支給 有	後遺障害級 12級
障害補償一時金 1,816,932	年金 なし
障害特別支給金 200,000	年金年額 0
障害特別一時金 0	特別年金年額 0

## 労使交渉の結果

解決時間(組合に相談してから解決までの時間)  
1508日(111日)

## 解決金等

・謝罪・解決金・慰謝料:3,000,000円  
・療養・休業補償計:4,015,130円(11,434円/日)・装具給付

## 相談者のプロフィール

被災時年齢	性別	国籍	雇用形態	業種	職種
46	女	ペルー	派遣・時給・フルタイム	精密機械製造	機械組立て
在留資格			勤務時間 8:00~17:00／残業ほぼ毎日1~2時間／時給950円(2001年12月まで)、900円(2002年1月から)、賃下げ		
定住者					

## 傷病情報

傷病名1	左中指 ばね指	傷病名4	
傷病名2		傷病名5	
傷病名3			

## 被災状況の詳細

被災時刻	慢性障害	経験	2年5月	死傷病報告提出までの期間	提出確認できず	受付時間差	381日
------	------	----	------	--------------	---------	-------	------

(労災様式5号・8号の記載)

コピー機の部品組み立ての作業をしていて指で強く推す仕事が続いて、量を多くこなさなければならなかったとき、右の中指が痛くて動かない状態になった。 [5号・8号様式に事業主証明あり；死傷病報告の提出は不明]

(組合加入通知書)

部品組み立ての仕事で、力を入れて押し込む作業をしていた。仕事を始めて2年5か月ほどで、左手中指が痛くて動かなくなり、病院に行ったがまだ痛い。3年が経過したところで、右手の親指が動かなくなり手術をした。左手は痛いままになっているので手術をしたい。労働災害にして欲しい。

(本人の説明-聞き取りメモ)

入社1年と少しで、コピー機の部品を組み立てる仕事になった。力を入れて、部品を押しこまなければならない。2年経った頃より、少しずつ生産量が増え、忙しくなった。素早く作業をする(部品を押しこむ)ことが要求された。それから少し経ったところで、左の中指が痛くて動かない状態になった。 病院では手術が必要と言われた。いったん力の必要ないセクションに回してもらったが、その3ヶ月後にまた元に戻された。 入社3年が経過した頃、右手の親指が痛くて動かなくなったり。その後、右手、親指のつけ根の腱を手術(入院なし)。4日間の休業。治癒。2~3週間シールを張る仕事にまわしてもらった。左手中指はそのまま。手術を考えている。

改善のポイント

- 作業負荷の軽減(より弱い力で作業ができる改善)

- 作業負荷の軽減(作業量の軽減)

- 

組合による違反の主張

## 労災補償の詳細

労災補償支給	有(療養給付のみ?)	後遺障害級	不明
障害補償一時金		年金	なし
障害特別支給金		年金年額	0
障害特別一時金		特別年金年額	0

## 労使交渉の結果

解決時間(組合に相談してから解決までの時間)

不明

解決金等

80万円?

(詳細は不明。後遺障害申請も検討されたようだが)

## 相談者のプロフィール

被災時年齢 43	性別 男	国籍 ペルー	雇用形態 直接雇用・時給・フルタイム	業種 自動車部品製造	職種 金属部品仕上げ
在留資格 日系人・不明			雇用に関する補足情報 勤務時間 8:00~17:00／残業時間1~2時間／時給1450~1400円? 会社は請負		

## 傷病情報

傷病名1 腰部脊柱管狭窄症	傷病名4
傷病名2	傷病名5
傷病名3	

## 被災状況の詳細

被災時刻 9:30	経験 4年	死傷病報告提出までの期間	提出確認できず	受付時間差 2219日
--------------	----------	--------------	---------	----------------

(労災8号・10号様式の記載)

仕事中、朝9時半ごろ、車のバンパーを運んでいるとき、急に腰が痛くなってしまい、歩けなくなってしまった。[事業主証明あり、死傷病報告は提出なし?]

(本人の説明-聞き取りメモ)

仕事中、朝9時半ごろ、急に動けなくなって病院に連れて行かれた。重いものを持つ仕事。車のバンパーを持ち上げる仕事。1日に30~50個、35kg~40kgのもの。歩けなくなり、30日間休んだ。良くならないので、近くの病院で1年間みてもらった。自分で病院代を払った。その病院には通訳がいないため、通訳のいる病院へ転院、10日間入院した。腰はずっとなおらず、コルセットをしている。そのため次の仕事をもらえず、発症後3年経過したところで解雇となった。労働災害にして欲しい。

&gt; 重量物取扱い作業の改善(台車の使用等)

## 改善のポイント

- >
- >
- >

## 組合による違反の主張

## 労災補償の詳細

労災補償支給 無	後遺障害級 無
障害補償一時金 0	年金 無
障害特別支給金 0	年金年額 0
障害特別一時金 0	特別年金年額 0

## 労使交渉の結果

解決時間(組合に相談してから解決までの時間) 2276日(57日)
解決金等 労災不支給の場合、健康保険で解決。後遺障害認定の場合は別途協議。解決金は労災分を含まず。160万円

## 相談者のプロフィール

被災時年齢	性別	国籍	雇用形態	業種	職種
35	男	ペルー	直接雇用?・時給・フルタイム?	自動車部品製造	クレーン作業補助
在留資格			雇用に関する補足情報 会社は二次下請け／時給1300円		
定住者					

## 傷病情報

傷病名1	右下腿蜂窩織炎	傷病名4	
傷病名2	右下腿打撲	傷病名5	
傷病名3	下肢うつ滯性皮膚炎		

## 被災状況の詳細

被災時刻 10:00 経験 4年 死傷病報告提出までの期間 提出確認できず 受付時間差 258日

## (労災給付請求書の記載)

他の作業者(元請け会社)が、フレーム(350×30×10cm、約300kg)をクレーンで別の作業台に移動しようとした時、釣り上げたバランスが悪く、フレームを固定するストッパーもきちんとまつていなかった為、左側にいてフレームを支えていた本人の右大腿、脛に滑り落ちて負傷した。[事業主証明あり]

## (組合加入通知書)

元請け会社課長が、組立作業が終わったフレーム(350×30×10cm、300kgくらい)をクレーンで別の作業台に移そうとしていた。フレームの真ん中で鎖の先についているパイプを固定して、クレーンで持ち上げるのだが、パイプの位置がずれるとフレームは持ち上げた時左右に傾きやすい。そのため、本人がフレームの左側を支えていた。しかしフレームのバランスが悪く、どんどん自分のほうに傾いてきたため、支えきれなくなってしまった右大腿にフレームが滑り落ちた。危険を感じたので手を離して逃げようとしたが、逃げ切れず右の脛にフレームがぶつかってきた。痛みで動けないと、課長は「大丈夫?ごめん」と声をかけてきた。足を引きずって休憩所に移動して待っていると、自社の担当者が来て近医に連れて行ってくれた。作業服が切れ、少し出血していた。元請け会社の課長は少しあわてて仕事をする癖があり、けがをしたときは、フレームを持ち上げる際にフレームが台からあまり動かないようにするストッパーを別の穴に入れていた。そのため、フレームとストッパーに隙間ができるで滑りやすくなっていたことに、後で気が付いた。

## (本人の説明一聞取りメモ)

クレーンで車のシャーシ(200kg)を運ぶ仕事の補助を担当。オペレータがあわて者。組み立てたシャーシを上にあげて、別の作業机に持っていく。ベルトをちゃんと真ん中にしないと、左か右に傾く。作業台の左に立っていた本人が、左からシャーシを持って支えた。ストッパーの穴が2カ所あり、ストッパーを上に入れるべきところを、下に入れたので隙間ができ滑ってしまう(後で気付いた)。上げるときどんどん重くなり、支えきれなくなったのでシャーシが右の太ももに落ちてきた。動けば声も出なかった。太ももに出血。打撲傷。2カ月通院のため休業。感染症を併発し(?)難治化した。

## 改善のポイント

➤ 玉掛け作業手順の遵守

➤

➤

## 組合による違反の主張

## 労災補償の詳細

労災補償支給	有	後遺障害級	14
障害補償一時金	473,648	年金	なし
障害特別支給金	80,000	年金年額	0
障害特別一時金	0	特別年金年額	0

## 労使交渉の結果

## 解決時間(組合に相談してから解決までの時間)

579日(321日)

## 解決金等

・謝罪・円満退社・解決金(退職金150万、慰謝料150万)  
・後遺障害認定による解決金の追加 195万円

## 相談者のプロフィール

被災時年齢 44	性別 男	国籍 スリランカ	雇用形態 日雇い	業種 建設業	職種 解体工
在留資格 OS(在留の資格なし)			雇用に関する補足情報 勤務時間 8:00~17:30／日給 1万円 2002年2月~7月に日雇いで就業、その後他の事業所でアルバイト。2003年5月に再開し、初日に被災。		

## 傷病情報

傷病名1 右鎖骨骨折	傷病名4 右側頭部擦過傷
傷病名2 右膝打撲傷	傷病名5 右母指打撲傷
傷病名3 頭部外傷	

## 被災状況の詳細

被災時刻 16:30	経験 1日	死傷病報告提出までの期間	提出確認できず	受付時間差 115日
---------------	----------	--------------	---------	---------------

(労災様式8号の記載)

3階建てオフィスビルを壊していた時、3階に上がって壁などをはがしていく中、床が抜け近くのコンクリートの階段を滑り落ちた。その際、右肩、右頭部、右膝と両手を負傷した。[事業主証明なし]

(本人の説明-聞き取りメモ)

3階建てオフィスビルを壊していた時、3階で壁などをはがしていく中、床が抜け近くのコンクリートの階段を滑り落ちた。その際、右肩と右頭部と右膝と両手を負傷した。会社の人が車で近くの外科に連れて行ってくれた。現場は自分の会社だけだった。最初は1週間に一回病院に通ったが、今は金がないので2週間に一回。(右肩の骨が折れていた模様。現在リハビリ中。医者は2年ぐらいかかると言った)右肩が上がらない。膝は痛みがあり、階段とかうまく登れない。右手の指が曲げにくい(これは医者は見ていない)。

(症状固定時の評価)

- 右鎖骨変形治癒、骨折部圧痛
- 右肩関節運動痛著明
- 可動域障害著明

&gt; 建物解体工事における危険防止対策の徹底

## 改善のポイント

- >
- >
- >

組合による違反の主張

## 労災補償の詳細

労災補償支給 有	後遺障害級 8
障害補償一時金 3,671,900	年金 無
障害特別支給金 650,000	年金年額 0
障害特別一時金 0	特別年金年額 0

## 労使交渉の結果

解決時間(組合に相談してから解決までの時間)  
1132日(1017日)

## 解決金等

後遺障害給付決定を受けて入管に報告、帰国?  
療養・休業補償総額 6,155,360円 [給付日数1103日]

## 相談者のプロフィール

被災時年齢	性別	国籍	雇用形態	業種	職種
34	男	確認できず	不明	機械部品製造?	プレス作業員
在留資格			雇用に関する補足情報		
確認できず(日系人)			会社は下請け。雇用条件に関する詳細な情報はなし。		

## 傷病情報

傷病名1	左頸肩腕症候群	傷病名4	
傷病名2	右環指腱鞘炎	傷病名5	
傷病名3	背筋痛		

## 被災状況の詳細

被災時刻 慢性障害 経験 4年3月 死傷病報告提出までの期間 提出確認できず 受付時間差 特定しない

## (労災様式6号の記載)

プリンターのゴム製部品の製造担当。プレス機からゴムの棒(φ5cm高さ20cmぐらい)をとりだし、バリをとってケースに収める作業をしていた。とりだす時は片手に4本ずつ。計8本つかんで後ろのケースに入る動作を1台のプレス機について2回おこなう。プレス機は同時に4~5台稼働する。4年経ったころから作業中に左肩・左腕の痛みを感じ始め、さらに9か月ほど経過したのち痛みがひどくなつて近医で診察・治療。その後勤務に戻ったが、腕と肩の痛みがひどくなり、4か月後に再度診察を受け、以後は休業し通院治療中である。[事業主証明あり]

## (本人の説明-聞き取りメモ)

左肩と左上腕の筋肉がずっと痛む。湿布と薬を飲んでいた。右の薬指腱鞘炎。ゴムの成型(プレス)機操作業をしていた。熱した金型の中から、ゴム製品(プリンタのローラー)をとりだし、バリをとつて両手に4本ずつやり、自分の後ろのケースに入れる。検査とバリ取り。同時に4~5台稼働する。4年経つころから痛みを感じ始めたが、そのまま働いていた。肩と腰が、その9か月後ぐらいから痛みが強くなり病院に行つた。指も強烈に痛みだしたので。

エアピストルで浮かせてつまんで引き出す。

## (症状固定時の評価)

頸部痛／左肩痛・しびれ／右手しびれ(第4指)／軽度頸椎可動域制限

## 改善のポイント

- 機械の改善による作業負担の軽減(部品取出しの自動化など)
- 適切な休憩の取得
- 疲労軽減・回復のための対策(作業前後のストレッチ体操など)

## 組合による違反の主張

## 労災補償の詳細

労災補償支給	有	後遺障害級	14
障害補償一時金	799,680	年金	無
障害特別支給金	80,000	年金年額	0
障害特別一時金	30,688	特別年金年額	0

## 労使交渉の結果

## 解決時間(組合に相談してから解決までの時間)

340日(不明)

## 解決金等

・会社から謝罪・円満退社・会社都合による休業取り扱い  
賃金保証・退職金/慰謝料 6,885,115円

## 相談者のプロフィール

被災時年齢 41 歳 性別 男 国籍 韓国  
在留資格 不明

雇用形態 不明

業種 港湾荷役

職種 コンテナ整理

## 雇用に関する補足情報

詳細情報なし

## 傷病情報

傷病名1 左第一指 压挫 爪下血腫  
傷病名2  
傷病名3

傷病名4

傷病名5

## 被災状況の詳細

被災時刻 3:00 経験 7月 死傷病報告提出までの期間 提出確認できます 受付時間差 102日

## (労災様式8号の記載)

ふ頭に停泊していたコンテナ船の甲板の上で、相方と二人でラッシングのスタンバイ作業をおこなっている最中、ターンバックル(鉄製、20kgぐらい、直径100mmくらい)のネジ部分に左手親指を挟んで負傷した。[事業主証明あり]

## (本人の説明-聞き取りメモ)

朝から夜明けまで雨が降っていた。船の上で、いつも二人でコンビを組みながらやっている。ラッシング(コンテナの整理?)。朝8時半から二人でばらしたり、材料の準備をしているうちに、ターンバックル(鉄製、20kg以上、直径100mm)の伸縮する部分に親指をはさまれた。通常は材料があるのだが、その日はなく、上にあげる作業。

レントゲンを撮った。その時診察した先生は、「ひびが入っている」と言った。翌日の夜は安静。会社より「仕事に来て下さい」と電話。被災後二日目、診察結果を会社に伝えて休む。安全担当に報告。会社は「その日その場ですぐに言わなかったので、労災にしてあげるのは困るな」と。なおまるまで休業補償(8,000円一日給の半分)としてあげると。被災の翌日から10日分。病院代も。その後は働いたが8割か9割。力が入らない。雨が降ると痛む。指が曲がらない。被災三か月後、病院で「元には戻らない」と言われた。再度診断書を書いてもらった。

## (会社からの質問書)

事実関係に誤認;被災翌々日の診察結果は打撲本人にも確認、また本人から労災はいいと言われた;三か月後の病院受診を報告していないがなぜか

## 改善のポイント

> 用具の改良(ターンバックル)

> 手袋など保護具の使用

>

## 組合による違反の主張

## 労災補償の詳細

労災補償支給 有  
障害補償一時金 0  
障害特別支給金 0  
障害特別一時金 0

後遺障害級 無  
年金 0  
年金年額 0  
特別年金年額 0

## 労使交渉の結果

解決時間(組合に相談してから解決までの時間)  
374日(272日)

## 解決金等

・会社より謝罪・解決金 2,118,322円(ただし、主に過去の他の障害の後遺障害に対して?)

## 相談者のプロフィール

被災時年齢	性別	国籍	雇用形態	業種	職種
44	男	フィリピン	派遣・時給・フルタイム	自動車部品製造	
在留資格			雇用に関する補足情報		
OS(在留資格なし)			時給1200円／残業1500円／深夜1620円 会社組織ではない「グループ」から派遣されている		

## 傷病情報

傷病名1	頸椎捻挫	傷病名4	
傷病名2	両肋骨、左肩、左上腕打撲(?)	傷病名5	
傷病名3	顔?		

## 被災状況の詳細

被災時刻 10:00 経験 5年 死傷病報告提出までの期間 提出なし 受付時間差 15日

## (本人の説明-聞き取りメモ)

同僚と喧嘩。新人女性の外国人が自分の近くの場所で働いていたが、プラスチックの箱を作っている。積んでいるのが倒れて頭や体にぶつかる、それを彼女に注意したが、何度も同じことをして治らない。だから部長に、彼女に注意するように言いに行った。上司は分かったといった。でもなぜか課長が怒っていたらしく、「あんたもう帰りなさい。この会社はあなたいらない」といった。「どうして私が帰らなくてはならないんですか、私は部長とはなしているんだから」と答えた。「部長との話にあなたがなぜ入ってくるんですか。あなたは私のボスではないんだから」といった。したら課長がげんこつで殴るジェスチャーをした。部長がとめた。部長は「あなた今日は帰りなさい」といった。その後、課長が追いかけてきて、げんこつでかかってきて争いになった。二人で倒れた時、同僚三人が来て、自分の右手と左手を抑えた。立ち上がったが、手を抑えられたままでいた。課長が顔や体を殴ってきて、一番ひどいのが口の左のほうだった。二人の同僚も背中を殴ったりしていた。二人の手を引き離そうとしてもがいて逃げて、仕事場に戻ったら二人が追いかけてきたので、1メートルくらいのパイプを見つけて、手を持って、「やめないならわたしもやるよ」といった。そこで他の従業員が来て止めた。社長が来て、「なんで喧嘩になったのか」といった。その後部長と常務と話した。12時少し前、「どうしますか、もっと仕事しますか」と聞いたら、「今日は仕事をやらないほうがいい」と言われた。「私はいつ仕事に戻りますか」と聞いたら、「もう仕事はダメ、クビ」と言われた。「私悪くないのに、なんで首になるの」と聞いた。部長が「けんかがあったから」といった。そのまま帰った。それから働いていない。後日、日本語のわかる友人に連れられて病院に行った。2週間の診断書をもらった。会社での出来事も許せないし、クビにされるのも納得できない。謝罪を求めるとともに、作業中のことであり、労働災害保険の手続きを要求したい。

## (会社からの回答書-要旨)

10年前、本人は他のフィリピン人とのトラブルで業務放棄、復帰せず。5年前から再度働いているが、同僚との交流は少なかった。小さな諍いが多発していた。勤務態度も不良。当日、トラブルの後、課長との言い合いをきっかけに喧嘩になった。パイプを持って襲いかかってきたのは、本人の方。

## 改善のポイント

- 
- 
- 

## 組合による違反の主張

## 労災補償の詳細

労災補償支給	無	後遺障害級	無
障害補償一時金	0	年金	無
障害特別支給金	0	年金年額	0
障害特別一時金	0	特別年金年額	0

## 労使交渉の結果

## 解決時間(組合に相談してから解決までの時間)

84日 (69日)

## 解決金等

- ・労災とせず
- ・会社(派遣元及び派遣先)より謝罪
- ・退職
- ・解決金総額 1,258,370円